

三春町住宅用新エネルギー設備等設置費 補助制度Q & A

Q 補助金の対象になる新エネルギー設備を教えてください。

A 補助金の対象となる新エネルギー設備は次の二つです。

①太陽光発電システム

住宅の屋根等への設置に適したもので、太陽電池モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満のもの。未使用品に限ります。

②蓄電池システム

住宅への設置に適した定置用リチウムイオン蓄電池で、蓄電池部に加え、インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているもの。未使用品に限ります。

Q 補助金の申請要件を教えてください。

A 補助対象となる方は次の要件を満たす必要があります。

①自ら居住するまたは居住しようとする町内の住宅に新エネルギー設備を設置すること。(借家は除く)

②町税等を滞納していないこと。

③以前に町の新エネルギー設備に関する補助金を受けていないこと。

Q 補助金はいくらもらえますか？

A 補助金の額は次のとおりです。

①太陽光発電システム

太陽電池モジュール1kWあたり15,000円の補助金を交付します(上限75,000円)。千円未満の端数は切り捨てます。

②蓄電池システム

蓄電容量1kWhあたり30,000円の補助金を交付します(上限300,000円)。千円未満の端数は切り捨てます。

Q 平成30年度から補助金額が変更になりましたが、なぜですか？

A 平成25年度から補助金交付事業を実施していますが、年々新エネルギーの普及により太陽光発電、蓄電池ともに市場価格が下がっています。今回、この状況を考慮して補助金額を改正しました。

Q 平成31年度の補助金の交付件数はどのくらいですか？

A 太陽光発電システムは20件程度、蓄電池システムは3件程度の助成を予定しています。

Q 補助金は何回申請できるのですか？

A 1世帯につき、太陽光発電システム、蓄電池システムそれぞれ1回限りです。

Q 補助対象設備を設置しますが、いつまでに申請すればよいですか？

A 新築住宅及び既存住宅の場合は設置工事着手前、建売住宅の場合は引渡し及び電力受給開始の前に申請してください。申請期限は平成32年1月31日(金)です。

必ず交付決定通知を受けてから設置工事に着手、または建物の引渡しを行ってください。

また、平成32年3月31日(火)までに工事を完了し、実績報告書を提出してください。期限までに実績報告書の提出ができない場合は、補助金の対象となりませんので注意してください。

Q 郵送で申請書や実績報告書を提出することはできますか？

A 事業概要の聞き取り、また書類を確実に受領するため、お手数ですが、三春町役場住民課生活環境グループまで持参のうえ、提出をお願いいたします。

Q 補助金の申請手続きを設置業者などに代行してもらうことは可能ですか？

A 可能です。ただし、添付書類の中には自分で準備していただくもの(住民票等)がありますので、ご注意願います。

Q すでに新エネルギー設備を設置しましたが、補助金の対象になりますか？

A 申請前に設置した機器については、補助金の対象とはなりません。事業完了後の申請受付方式をとる市町村がありますが、三春町では工事着手前に申請し、決定通知後に工事を行うこととなります。ご注意ください。

Q 新エネルギー設備を増設したいと思います。補助金の対象になりますか？

A 過去に町の補助金を受けていなければ、補助金の対象になります。なお、太陽光発電システムの増設は、既設分も合わせて太陽電池モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満であることが条件です。

Q 補助金をもらって設置した新エネルギー設備を処分することはできますか？

A 太陽光発電システムの法定耐用年数は17年、蓄電池システムは6年です。原則、この期間は処分することはできません。この期間内に処分したり、住宅の売却等で名義を変更する場合は、処分承認申請書を提出してください。なお、補助金の返還を求めることがあります。

Q 最大出力10kW以上の太陽光発電システムを設置します。なぜ補助金の対象にならないのですか？

A 一般に10kW以上の太陽光発電システムは産業用太陽光発電システムとされ、発電した電気の固定買取期間が20年と住宅用（10kW未満）に比べて優遇されています。また、補助金交付の趣旨は「住宅で使用する電気を化石エネルギーに頼らず、自然エネルギーでできた電気を使うことにより、地球温暖化防止に寄与する」というものですので、ご了承ください。

Q 事業を中止する場合や工事内容を変更する場合はどうしたらよいですか？

A 事情により事業を中止する場合や、設置するシステムの出力等、工事の内容を変更する場合は、すみやかにご相談ください。なお、変更承認申請書の提出が必要になります。

Q 年度をまたいでの設置工事は可能ですか？

A 事業完了後に提出していただく実績報告書は、平成32年3月31日（火）までに提出していただく必要があります。そのため、年度をまたいでの設置工事は補助金の対象となりません。

Q ハウスメーカーや設置業者のキャンペーンなどで、新エネルギー設備を無償で提供されたときは補助金の対象になりますか？

A 補助金は導入費用の一部を助成するものですので、無償で提供された場合は補助金の対象になりません。また、設備の一部を無償提供された場合は、その部分は補助金の対象になりません。

Q 別荘に設置する場合、補助金はもらえますか？

A 申請要件として「自ら居住するまたは居住しようとする町内の住宅に設置すること」が定められていますので、補助金の対象になりません。

Q 補助金の申請に関して、現地調査はありますか？

A 実績報告書の受理後、設備の設置状況や稼働状況を確認するため、職員が現地調査に伺います。平日の日中に伺いますので、立会いをお願いいたします。また、申請書受理時に外観調査（立会いは不要です）をすることがありますので、ご了承ください。

Q 事業実施後に町に提出する書類はありますか？

A 三春町のエネルギー対策、地球温暖化対策をすすめるうえでの参考とするため、設置した設備の使用状況等の報告や各種調査への協力をお願いすることがありますので、ご協力よろしくお願いたします。

Q 国や県の補助金について教えてください。

A 国や県の補助金については、分かり次第、町ホームページなどでお知らせしますが、詳しくは国、県の各主管部署にご確認ください。